（特定大規模乗合生命保険募集人の業務運営に関する措置）

第二百十五条の四　令第四十条に規定する法第二百九十四条の四各号に掲げる措置に相当するものとして内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該営業所又は事務所において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。次号において同じ。）を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者（以下この号において「法令等遵守責任者」という。）を、次に掲げるところにより設置すること。

イ　新たに特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなった日から起算して六月以内に法令等遵守責任者を設置すること。

ロ　法令等遵守責任者として設置した者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から起算して三月以内に新たに法令等遵守責任者を設置すること。

ハ　法令等遵守責任者は、その業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。

ニ　法令等遵守責任者は、他の営業所又は事務所の法令等遵守責任者でないこと。ただし、法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。

二　本店又は主たる事務所に、前号に規定する法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合生命保険募集人の役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者（以下この号において「統括責任者」という。）を、次に掲げるところにより設置すること。

イ　新たに特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなった日から起算して六月以内に統括責任者を設置すること。

ロ　統括責任者として設置した者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から起算して三月以内に新たに統括責任者を設置すること。

ハ　統括責任者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1)　統括責任者としての業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

(2)　統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にあること。

(3)　保険募集に現に従事していないこと。

(4)　前号又は第二百二十七条の十七に規定する法令等遵守責任者でないこと。

三　次に掲げるところにより、その行う保険募集の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保すること。

イ　苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として、次に掲げる措置を講ずること。

(1)　苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。

(2)　(1)の規定による原因の究明の結果に基づき、改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

(3)　苦情を申し立てた者から求めがあった場合には、(1)の規定による原因の究明の結果及び(2)の規定により講じた措置について説明を行うこと。

(4)　苦情を受け付けるための窓口を設置し、その連絡先を公表すること。

［条を加える。］